

岩手県告示第332号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、令和8年5月25日次のとおり顕彰した。

令和8年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 勞
八木橋 伸之	公共の利益の増進と私有財産との調整に努め、本県の公共事業の推進に尽力するとともに、選挙の適切な執行と明るい選挙の推進に貢献された。
菅原 悦子	大学教育の充実と産学官民の連携に努め、岩手の食文化の発信及び継承に尽力するとともに、本県の男女共同参画の推進に貢献された。